

地域公共交通計画の一部改定について

1 概要

令和6年4月の「乗合バス事業の共同運営システム」の稼働に合わせて、計画の記載内容を明確化するなど、今年度中に必要となる改定を行うもの。

2 改定内容

(1) 「共同運営システム」の取組に関する記載を明確化（「利便増進実施計画の一部改定」とセット）

「共同運営システムによる乗合バス事業の再構築に向けた基本方針」を基に、取組に関する記載を明確化する。

〔※ 次回以降の協議会において、共同運営システムの稼働を踏まえた本改定を行う予定〕

(2) 「地域公共交通確保維持事業」による補助の連動化への対応

地域公共交通活性化再生法の改正（計画と補助の連動化）への対応として、国土交通省補助事業「地域公共交通確保維持事業」の申請に関し、新設した“陸上交通分科会”における協議内容を踏まえ、補助対象路線等について、地域公共交通計画の別紙として位置付けるとともに、計画の関連部分の文言修正を行う。

3 改定案 別冊のとおり

<参考：広島市地域公共交通計画の構成>

